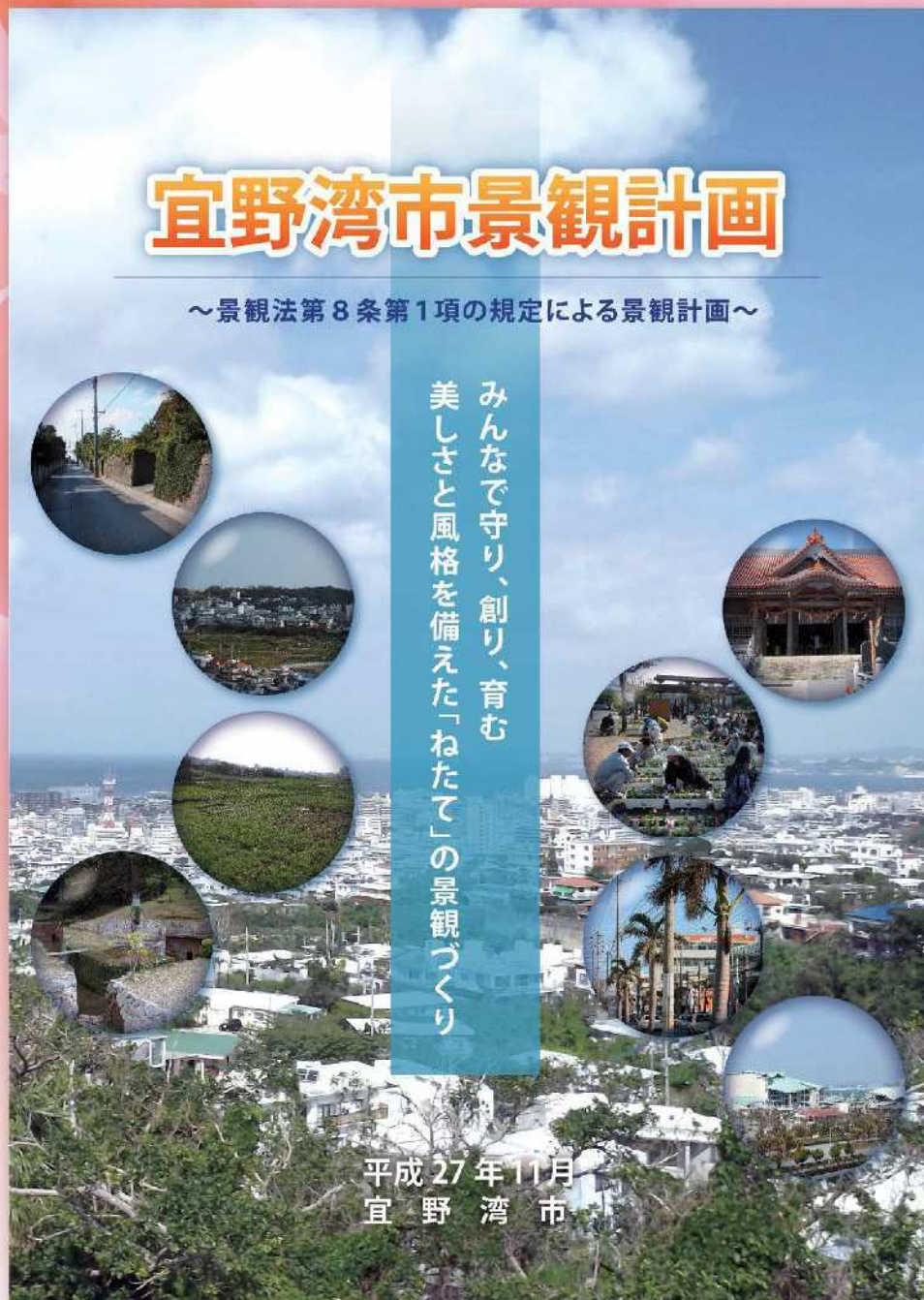


宜野湾市景観計画

運用ガイドライン



平成27年11月 策定
令和2年11月 一部改定
宜野湾市

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 良好な景観の形成に向けた取り組み	1
1-2 ガイドラインの位置づけ	1
1-3 ガイドラインの活用にあたって	2
1-4 ガイドラインの構成	2
第2章 手続き 解説編	3
2-1 手続きの流れ	3
2-2 それぞれの手続きの解説	4
2-3 景観形成基準への適合に関する特例措置	8
第3章 届出対象行為・景観形成基準 解説編	9
3-1 建築物の建築等	9
3-2 工作物の建設等	31
3-3 開発行為	36
3-4 土地の形質の変更	39
3-5 木竹の伐採	41
3-6 屋外における物件の堆積	44
第4章 景観形成配慮事項 解説編	47

第1章 はじめに

1-1 良好な景観の形成に向けた取り組み

宜野湾市では、平成27年11月に、宜野湾市景観計画（以降「景観計画」という。）を策定しました。

これに伴い、市内で景観上、目に付きやすい大規模な建築行為等（＝**届出対象行為**）を行う場合には、その計画・設計の内容について、市への事前の**届出**が必要となります。

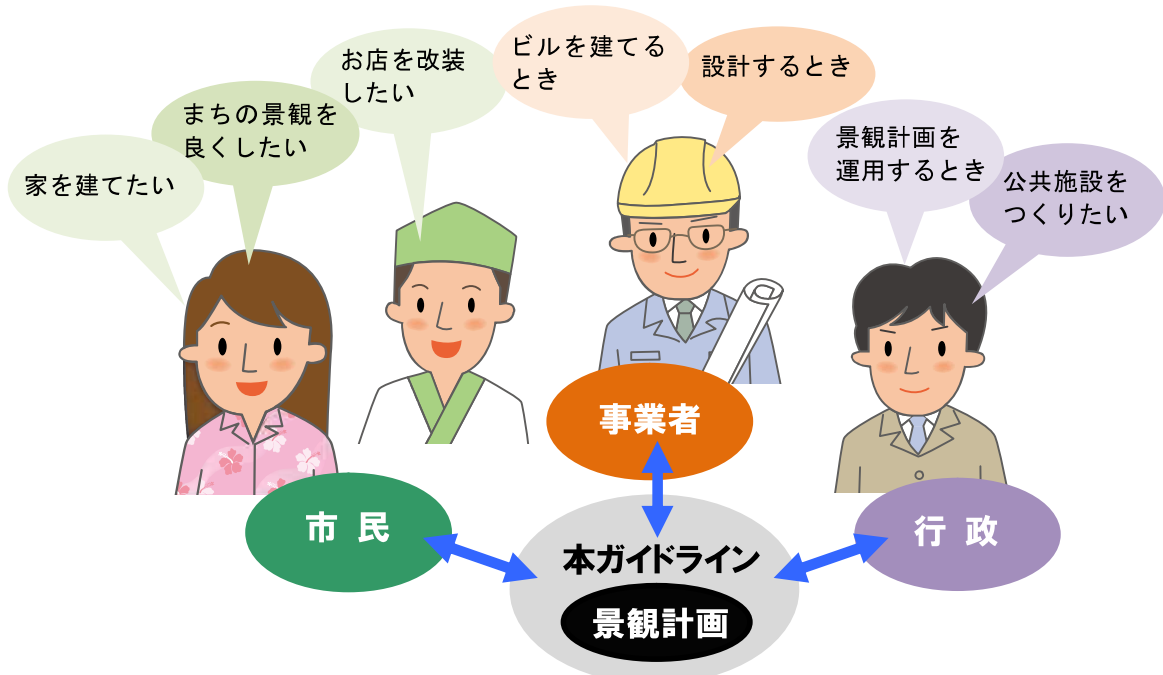
届出に際しては、良好な景観の形成のために最低限遵守すべき事項（＝**景観形成基準**）への適合が求められます。

1-2 ガイドラインの位置づけ

宜野湾市景観計画運用ガイドライン（以降「本ガイドライン」という。）は、主として、市への事前の届出について、掘り下げて解説したものです。

■本ガイドラインの役割

- 届出対象行為を行う市民や事業者の方々に、景観形成基準の内容をより深く理解していただくための解説書となります。
- 宜野湾市が景観形成基準への適合性を判断する際に活用する資料となります。
- 宜野湾市に関わるすべての人が良好な景観の形成について考え、実行する際に役立つ手引書となります（すべての行為に対する自主的な配慮事項や、より良い景観を形成するための工夫等を解説しています）。



1-3 ガイドラインの活用にあたって

本ガイドラインの活用にあたっては、以下の点に留意してください。

- 「宜野湾市が目指す景観の将来像」など、景観形成基準の背景・前提となっている事項についても、景観計画を読んで十分に理解してください。
- 本ガイドラインは、あくまで基本的な考え方を解説したものです。機械的に従うことは本来の目的としていません。個別の条件にもあわせて、より良い景観を形成できるよう工夫してください。
- よりきめ細かに行政指導等を行うため、運用の蓄積を踏まえ、適宜、解説の追加・修正を行っていきます。追録情報に注意してください。

1-4 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、3編構成です。

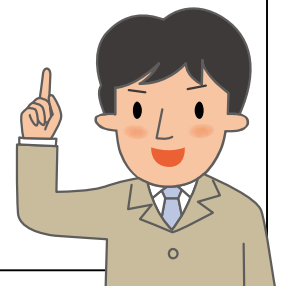
第2章 手続き 解説編

- 届出の手続きの流れについて解説しています。 ⇒P3～

第3章 届出対象行為・景観形成基準 解説編

- 届出が必要となる行為（種類と規模）について解説しています。
- 届出対象行為毎に、景観形成基準（色彩、形態意匠等）について解説しています。より良い景観を形成するために推奨する取組も紹介しています。

- ・建築物の建築等 ⇒P9～
- ・工作物の建設等 ⇒P31～
- ・開発行為 ⇒P36～
- ・土地の形質の変更 ⇒P39～
- ・木竹の伐採 ⇒P41～
- ・屋外における物件の堆積 ⇒P44～



第4章 景観形成配慮事項 解説編

- すべての行為に対する、自主的な配慮事項について解説しています。 ⇒P47～